宅地建物取引の場における人権問題に関する質問への対応について

建設交通部建築指導課府民生活部人権啓発推進室

平成22年度に実施した宅地建物取引業者に対するアンケート調査で宅地建物取引の場に人権問題が存在するという結果を踏まえ、一般消費者や家主などから、 差別的な質問等を受けた場合に、参考とすべき応答例を作成しました。

お客さんからの問合せに対する答えの例

Q1 この地区は同和地区(又は校区)か

A 1

どうして同和地区かどうかをお知りになりたいのでしょうか? 私たち宅地建物取引業者は、同和地区かどうかといった問い合わせについて、 お答えすることはいたしません。また、宅地建物取引業法上も答える必要はあ りません。

私たちは憲法で保障された居住の自由に関わる仕事をしています。同和問題の解決は、私たち一人ひとりが自らの課題として取り組まなければなりません。同和地区であるかどうかを調査することは差別につながる恐れがあり、同和地区(又は校区)であるのなら宅地建物を購入しない、入居しないとすることは、そこに住む方々に対する差別行為に当たります。

Q 2 ここは同和地区だから契約の申込みを撤回したい(契約を解除したい) A 2

同和問題は憲法で保障されている基本的人権に関わる重大な問題であり、私たち一人ひとりが協力して解決していかなければならない問題です。同和地区又は同じ校区であるという理由で、宅地建物を購入しない、入居しないということは、そこに住む方々に対する差別行為に当たります。

Q 3 「 なぜ、この地区が同和地区 (又は校区) であることを教えてくれなかったのか 」

A 3

同和地区又は同じ校区なら購入しない、入居しないというのは、そこに住む方々に対する差別行為に当たります。私たち宅地建物取引業者は、憲法で保障された居住の自由に関わる仕事をしており、同和地区かどうかといった差別につながる恐れのある問い合わせには、お答えすることはいたしません。また、宅地建物取引業法上も答える必要はありません。

Q4 「この物件は、同和地区にあるから安いのか」

A 4

物件の値段は、主にその物件の土地の価値や建設などにかかったコストによって決まります。土地の価値を決定しているものには、公示価格や交通の利便性など様々な要因があります。

「同和地区にある物件だから、安くなる。」という考えは、同和問題を正しく理解されていないことであり、偏見のあらわれであるといえます。

ご自身が妥当な価格だと思われたのであれば、それが正当な価格ではないで しょうか。

家主さんからの申し出に対する答えの例

Q5「外国人・障がい者・高齢者・母子(父子)家庭等であることを理由に入 居を断りたい」

A 5

入居申込者が外国人・障がい者・高齢者・母子(父子)家庭等であるという 理由だけで入居を断ることは差別です。幸せに暮らすことは、私たちみんなの 願いであり、お互いの居住・移転の自由を尊重しなければなりません。あなた やあなたのご家族がこのような立場に立たされたらどう思われますか。

Q6「以前にトラブルがあったから、外国人・障がい者・高齢者・母子(父子) 家庭等には貸さない」

A 6

外国人・障がい者・高齢者・母子(父子)家庭等であるということだけを理由に入居を断ることは、居住・移転の自由という基本的人権を侵害する差別行為に当たります。個人的なトラブルの経験や伝聞をもって、差別を他にも広げていくのは問題であり、予断や偏見に基づく差別がいかに人の心を傷つけるかをよく考えてください。また、生活習慣や文化の違いも理解し合うことが必要です。